

国立市議会議長 中川喜美代 様

人身取引議定書締結のために国内の諸法律の整備を求める意見書提出を求める陳情

陳情の趣旨

国立市議会平成 28 年第 3 回定例会本会議において、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）の締結を求める発言がありました。人身取引議定書は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国際組織犯罪防止条約）を補完する条約として位置づけられており、人身取引議定書の締結のためには国際組織犯罪防止条約の締結が必要です。それぞれの条約及び議定書は既に国会で承認されていますが、国際組織犯罪防止条約の締結に必要な国内法が整備されていない状態にあるため、国際組織犯罪防止条約が締結できない状態にあります。故に、人身取引議定書も締結できない状態にあります。

現在の情勢を考えると、人身売買は到底許されることではなく、早期に人身取引議定書を締結し、世界に向けて日本国は特に女性及び児童の人身売買を許さないという姿勢を示すことが必要であると考えます。そのために前提となるあらゆる国内法の整備を早期に実現し、国立市として女性および児童の人権を守っていく姿勢を打ち出されることを求めます。

これらの事項より、以下陳情いたします。

陳情事項

国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人（特に女性及び児童）の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書（人身取引議定書）の早期締結のため、締結に必要な、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結のために必要なあらゆる国内法の整備を求める意見書を日本国政府に提出すること。